

第178回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成28年11月11日(金)
午前10時00分～午前11時10分
場 所 群馬県庁7階 審議会室

第178回群馬県都市計画審議会

1 開催日時 平成28年11月11日（金） 午前10時00分～午前11時10分

2 場 所 群馬県庁7階 審議会室

3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、堀越恒弘、齋藤利志子
大西 亘（代理 桑原正明）、石田寿（代理 佐藤栄一）
久保田順一郎、大手治之、加賀谷富士子、矢島征司

4 欠席委員 小林 亨、小山 洋、金子正一、高橋 正

5 事務局幹事出席者

都市計画課 山口課長、林室長、岩崎次長、下田次長
建 築 課 杉田次長

6 議案

第1号議案 太田都市計画区域区分の変更（吉沢原宿地区の決定）について

第2号議案 太田都市計画区域区分の変更（東長岡西地区の決定）について

第3号議案 藤岡都市計画区域区分の変更（藤岡インター西地区の決定）について

第4号議案 伊勢崎都市計画道路の変更（3・4・69号上矢島米岡線ほか1路線の変更）
について

第5号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

7 議事概要 別紙のとおり

第178回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝山口課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第178回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の山口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告させていただきます。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在11名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきますと思います。

それでは、委員の異動報告を行います。

(岩崎次長)

お手元の資料の群審報第110号をご覧ください。前回の審議会以降、5名の委員が変更となりました。

まず学識経験のある者として、商工業分野の日垣由美様が退任され、齋藤利志子様が就任されました。また県議会の議員として、井下泰伸様、井田泰彦様が退任され、久保田順一郎様、加賀谷富士子様が就任されました。また、市町村の議会を代表する者として、太田市議会議長であった大川陽一様、伊勢崎市議会議長であった野田文雄様が退任され、伊勢崎市議会議長の矢島征司様が就任されました。

以上でございます。

(山口課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第178回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が5件ございますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(山口課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願い申し上げます。

(丸山会長)

議案の説明は幹事からいたします。御了承をお願いいたします。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。本日は、堀越委員さんと齋藤委員さんをお願いいたします。

次に、議案の審議に入る前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(岩崎次長)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

そういう御提案ですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案についても傍聴を認めることといたします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人入場)

(丸山会長)

事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(岩崎次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が1名、報道関係者が2名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで、遵守して下さい。

「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。
報道関係の方につきましては、ただ今から写真撮影を許可いたします。

(しばらく様子を見る)

(丸山会長)

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

まず、関連のある第1号議案「太田都市計画区域区分の変更（吉沢原宿地区の決定）」に

ついて」と第2号議案「太田都市計画区域区分の変更（東長岡西地区の決定）について」を一括して上程いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

（下田次長）

都市計画課の下田と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに御説明いたします第1号議案、第2号議案、また、次に説明します第3号議案は、市街化調整区域から市街化区域への編入、いわゆる線引きの見直しとなります。新たに市街化区域に編入できる区域は2種類あり、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることが出来る区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」となります。今回の議案は、いずれも「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域に編入するものでございます。

それでは、第1号議案「太田都市計画区域区分の変更（吉沢原宿地区の決定）」及び第2号議案「太田都市計画区域区分の変更（東長岡西地区の決定）」につきまして、共に太田都市計画区域区分の変更となりますので、一括して御審議をいただきたいと考えております。

はじめに、第1号議案から御説明させていただきます。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図1又はスクリーンをご覧ください。

位置関係を御説明いたします。図面上の緑色の線が北関東自動車道、また紫色の線が国道、そして県道を茶色の線で示しております。今回都市計画区域区分を変更する箇所は、「変更区域（1号議案）」とお示ししております赤線で囲まれた区域です。第1号議案、吉沢原宿地区は、太田市の北東部に位置し、太田流通団地と太田リサーチパークに接しています。また、区域内を国道50号が縦断しており、北関東自動車道太田桐生ICから約2kmと交通環境に恵まれた位置にあります。

それでは、お手元の議案書2ページ又はスクリーンをご覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。「太田都市計画区域区分を次のように変更する」「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示のとおり」とありますが、先程赤い枠で囲みました範囲を拡大して、後ほど御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」ですが、市街化区域の拡大にあたって「人口フレーム方式」と言われる手法をとっており、「市街化区域に收容する人口」を都市計画に定めることとされています。吉沢原宿地区につきましては、工業用地の拡大となるため、人口フレームに変更はございません。

議案書3ページ又はスクリーンをご覧ください。「理由」が記してございますが、本地区は群馬県の都市計画区域マスタープランにおいて「産業拠点」として、また、太田市都市計画マスタープランにおいて「インター周辺産業業務拠点」として位置付けられております。今回、太田市土地開発公社による産業団地造成事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として約57.3haを市街化区域に編入するものです。

それでは、拡大して詳細に御説明させていただきます。

お手元の添付図面の図2又はスクリーンをご覧ください。区域をお示しする計画図です。吉沢原宿地区として今回、市街化区域に編入する区域約57.3haを、赤い線で囲って

お示ししております。地形や地物を地区界とすることとされており、道路界や水路界、筆界などに従って囲って、お示ししております。区域を国道50号が縦断するとともに、太田流通団地と太田リサーチパークに接しております。

添付図面の図3又はスクリーンをご覧ください。「工業用地」の土地利用計画図です。中央、紫色で塗られている道路が「国道50号」、下の方に茶色で塗られている道路が一般県道太田桐生線、右手に茶色で塗られている道路が一般県道丸山葉鹿線、また灰色で塗られた区画道路を配置する構想です。黄色が「業務用地」、緑色が「公園や緑地」、水色が開発に伴う流出増対策として「調整池」を整備する構想となっております。「住宅が近接する地区には、区画道路や公園・緑地を設置する」など、周辺環境に配慮した計画となっております。

次に、参考として、用途計画を御説明いたします。

スクリーンをご覧ください。吉沢原宿地区は、工業専用地域と準工業地域とする予定となっており、隣接する太田流通団地と太田リサーチパーク、ともに準工業地域と一体となって産業拠点的形成されることが期待されております。容積率は200%、建ぺい率は60%と、周辺の準工業地域と同様に指定される予定となっております。

スクリーンをご覧ください。それでは、ここで本件に係る県条例に基づく環境影響評価について御説明させていただきます。開発事業者である太田市土地開発公社は、群馬県環境影響評価条例に基づき、表のとおり、方法書、四季調査、準備書、評価書提出と環境影響評価手続きを実施してまいりました。

スクリーンをご覧ください。環境影響評価に係る技術的審査につきましては、専門分野の学識経験者で構成される「群馬県環境影響評価技術審査会」にて審議されますが、「環境影響評価書」は「環境面から都市計画の案の合理性、妥当性を判断する際の図書」と位置づけられておりますので、その概要を御説明させていただきます。騒音、土壌環境、植物、文化財など多岐にわたり評価しています。事業による影響とその評価の一部をお示いたします。

こちらにお示いたしましたとおり、それぞれの項目において環境に対する影響を実現可能な範囲内のできる限り回避、低減していると評価されております。今後は、工事実施時、供用時に適切に環境保全措置を講じることとともに、事後調査が実施されることとなっております。

添付図面の図4又はスクリーンをご覧ください。続きまして、都市計画策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、平成28年9月27日から10月11日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、1名から1件の意見書の提出がありました。それでは、意見書の要旨と県の見解を御説明いたします。

お手元の別添「都市計画の案に係る意見書等要旨及び都市計画決定権者の見解」の1ページ又はスクリーンをご覧ください。表の左欄ですがA氏からは、3点の意見がありました。

これに対し、都市計画決定権者の見解といたしまして、本地区は、群馬県及び太田市の関連計画において産業拠点として位置づけられており、今回、産業団地造成事業の実施が

確実となったことから、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものである。意見書の内容は、太田市の施策に密接に係るもので、それに対する太田市の見解は別添議案書1ページ右の欄のとおりでございます。その意見及び見解は、県が区域区分を変更するうえで支障がないと判断できることから、都市計画決定手続きは県案のまま進めることとする、と決定いたしました。

なお、太田市からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨を回答いただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

引き続きまして、関連がございますので、第2号議案「太田都市計画区域区分の変更（東長岡西地区の決定）」について、御説明いたします。

お手元の議案書4ページとあわせて、添付図面の図5又はスクリーンをご覧ください。

位置関係を御説明いたします。今回都市計画区域区分を変更する箇所は、「変更区域（2号議案）」と示しております赤線で囲まれた区域です。第2号議案、東長岡西地区は、太田市の中心市街地に位置し、太田市の基幹産業である輸送機器製造業を中心とする工業的土地利用が図られてきた地域に接しております。

それでは、お手元の議案書5ページ又はスクリーンをご覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。「太田都市計画区域区分を次のように変更する」「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示のとおり」とありますが、先程赤い枠で囲みました範囲を拡大して、後ほど御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」ですが、先ほどの第1号議案と同様となります。第2号議案東長岡西地区につきましても、工業用地の拡大となるため、人口フレームに変更はございません。

議案書6ページ又はスクリーンをご覧ください。「理由」が記してございますが、本地区は群馬県の都市計画区域マスタープラン及び太田市都市計画マスタープランにおいて「産業拠点」として位置付けられています。今回、太田市土地開発公社による産業団地造成事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として約7.5haを市街化区域に編入するものです。それでは、拡大して詳細に御説明させていただきます。

お手元の添付図面の図6又はスクリーンをご覧ください。区域をお示しする計画図です。東長岡西地区として今回、市街化区域に編入する区域約7.5haを、赤い線で囲ってお示しております。地形や地物を地区界とすることとされており、道路界や水路界、筆界などに従って囲って、お示しております。区域は、一般県道佐野太田線と東武伊勢崎線に区切られ、工業地と住宅地に接しております。

添付図面の図7又はスクリーンをご覧ください。「工業用地」の土地利用計画図です。上の方に茶色で塗られている道路が一般県道佐野太田線、下の方に点線で塗られた東武伊勢崎線があり、中央に灰色で塗られた区画道路を配置する構想です。紫色が「業務用地」、緑色が「公園や緑地」、水色が開発に伴う流出増対策として「調整池」を整備する構想となっております。「住宅が近接する地区には、公園・緑地を設置する」など、周辺環境に配慮した計画となっております。

次に、参考として、用途計画を御説明いたします。スクリーンをご覧ください。

東長岡西地区は、工業専用地域と準工業地域とする予定となっており、隣接する工業専用地域とともに工業的土地利用が求められます。容積率は200%、建ぺい率は60%と、周辺の工業専用地域と同様に指定される予定となっております。

添付図面の図8又はスクリーンをご覧ください。ただいま御説明いたしました第2号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、平成28年9月27日から10月11日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、第2号議案につきましても、太田市からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨回答をいただいているところでございます。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました本議案につきまして、御意見、御質問があればお願いします。

(原田委員)

第1号議案についてですが、意見書の中で浸水想定区域が含まれるという指摘がありましたがその辺の事実関係はどうなのかということと、それに対して防災対策はされているのかについてお伺いしたい。

(下田次長)

こちらの地域につきましては、ハザードマップで、国道50号から渡良瀬川の間の準工業地域となっている地域が、浸水想定区域に指定されております。浸水の水深につきましては、ほとんどが50cm、そして、一部が1mから2mという形で想定されております。

太田市の防災計画の中で、本地区は毛里田地区となっておりますが、毛里田地区につきましては、浸水や地震があった場合に、それぞれ避難場所等が指定されております。そういったことから、浸水は想定されているエリアではありますが、工業団地の造成につきまして、実施していただくという形で考えているところであります。

(原田委員)

具体的には盛り土をするとか、そういうことですか。調整池はいくつかとってありますが。

(下田次長)

現在の地盤から50cmの浸水ということで、例えば、今委員からお話しのありましたように、ある程度の盛り土をすることで浸水の被害から逃れることができる。また、一部想定されている1mの浸水であれば、それを想定した上での土地利用の考え方があるのではないかと考えているところでございます。

(田中委員)

私もこの意見書の太田市の見解を見たのですが、昨日ハザードマップを確認したところ、50号の東側は50cm以下ですが、隣接する地域は本当に浸水する地域で、多いところでは5m未満まで浸水するところがあるような地域でした。

毛利田地区に防災拠点があるということだったのですが、かなり離れているなという印象を受けました。この地域には水防側溝があるだけでしたので、おそらく、この意見書を書かれた方というのは、工業団地があつて、渡良瀬川があつて、毛利田地区の防災拠点は南側に離れていて、しかも5mまで浸水するかもしれないという地域なので、せつかく工業地域として整備されるのであれば、例えば、新しく建つ工場に緊急時は避難できるようにするとか、新しい建物を作るだけではなくて、もっと積極的に防災について取り組んでいってほしいという、そういう意味での意見書だったのではないかと思います。そういう点からすると、太田市の見解は、ちょっと不十分と言わざるを得ないかなと思いました。

それと、次回からについて要望をしたいのですが、事前に送られています「都市計画審議会議案」の中に、例えば、今日でしたら「理由」のところに「環境影響評価書に示す通り」というような文言がありますが、環境影響評価はどれなんだろうと思った時にその資料がついていませんでした。総合的に理解を深めることができませんので、資料については十分に用意していただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

(下田次長)

環境影響評価書につきましては、今後こういった事例がございました場合には、分かりやすい参考資料というような形で添付させていただくことを検討させていただきたいと思えます。

また、今お話しがありました防災計画の関係ですが、委員御指摘の通り、防災拠点が離れているというお話しもございましたが、今回の予定地域の中で一番近い場所は、例えば、浸水ではない震災や崖崩れがあつたような場合には、原宿住民センターがありまして、このあたりに拠点が設けられています。また、浸水があつたような場合には、太田市役所の老人福祉センターかたくりの里が、ちょうどこのエリアに隣接する位置に設置されております。今後誘致される企業につきましては、そういった情報なども踏まえながら、防災対策についても心構えをしていただければと思つているところでございます。

(田中委員)

熊本でも鳥取でも、今はどこでも災害が起こる時代ですので、群馬県は安全だということも外して考えていかないといけないと思えます。環境影響評価は、騒音、土壌、文化財ということだったですけれども、防災については本当に積極的に考えていった方がいいのではないかと思います。

(下田次長)

貴重な御意見ありがとうございました。

(丸山会長)

他にございますか。

(「なし」の声)

(丸山会長)

それでは、関連する議案として一括上程しておりますので、一括して御意見を伺いますが、第1号議案、第2号議案いずれも原案のとおり決定することによろしくございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第3号議案「藤岡都市計画区域区分の変更（藤岡インター西地区の決定）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(下田次長)

続きまして、第3号議案「藤岡都市計画 区域区分の変更（藤岡インターチェンジ西地区の決定）」について、御説明いたします。

お手元の議案書7ページとあわせて、添付図面の図9又はスクリーンをご覧ください。

はじめに、位置関係を御説明します。図面上の緑色の線が高速自動車道、また青実線が都市計画道路3・5・14号中上大塚線であり、県道を茶色の線で示してございます。今回都市計画区域区分を変更する箇所は、「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域です。本区域は、藤岡市の北西部に位置し、都市計画道路3・5・14号中上大塚線沿線が既存の工業専用地域に接しています。また、上信越自動車道藤岡インターチェンジから約1kmと交通環境に恵まれた位置にございます。

それでは、お手元の議案書8ページ又はスクリーンをご覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。「藤岡都市計画区域区分を次のように変更する」「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示のとおり」とありますが、先程赤い線で囲みました範囲を拡大して、後ほど御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」ですが、藤岡インターチェンジ西地区につきましては、工業用地の拡大となるため、人口フレームに変更はございません。

議案書8ページ下段をご覧ください。「理由」が記してございますが、本地区は群馬県の都市計画区域マスタープランにおいて「産業拠点」として、藤岡市都市計画マスタープランにおいて「工業地」として位置付けられており、新たな産業の受け皿となる地区として産業基盤の整備を求められている地区でございます。

県企業局による開発事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として約19.4haを市街化区域に編入するものがございます。

それでは、拡大して詳細に御説明させていただきます。

お手元の添付図面の図10又はスクリーンをご覧ください。区域をお示しする計画図です。藤岡インターチェンジ西地区として、今回、市街化区域に編入する区域約19.4haを、赤い線で囲ってお示ししております。地形や地物を地区界とすることとされておりますので、道路界や水路界、筆界などに従って囲って、お示ししております。区域は、都市計画道路3・5・14号中上大塚線を挟んで、既存の工業専用地域に接しております。

添付図面の図11又はスクリーンをご覧ください。「工業用地」の土地利用計画図です。地区の中央に都市計画道路3・4・3号北部環状線が計画されております。地区の北側にある鑛川の橋梁を現在整備中であり、地区内の道路整備についても造成と平行して進められる予定です。そのほか、灰色で塗られた部分に区画道路を配置する構想です。緑色が「公園や緑地」、水色が開発に伴う流出増対策として「調整池」を整備する構想となっております。「住宅が近接する地区には、公園を設置する」など、周辺環境に配慮した計画となっております。

次に、参考として、用途計画を御説明いたします。

スクリーンをご覧ください。藤岡インターチェンジ西地区は、隣接する工業専用地域とともに工業的土地利用が求められており、工業専用地域の指定が予定されております。容積率は200%、建ぺい率は60%と、周辺の工業専用地域と同様に指定される予定となっております。

添付図面の図12又はスクリーンをご覧ください。ただいま御説明しました第3号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、平成28年9月27日から10月11日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、藤岡市からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨を回答いただいております。

以上で第3号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、第3号議案も同様に、御意見、御質問があればお願いします。

(「なし」の声)

(丸山会長)

川の側ですが、先程のような(浸水想定区域という)問題はありませんか。

(下田次長)

はい、こちらはありません。

(丸山会長)

それでは、第3号議案について、原案のとおり決定することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、第3号議案につきまして原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案「伊勢崎都市計画道路の変更(3・4・69号上矢島米岡線ほか1路線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

(下田次長)

続きまして、第4号議案「伊勢崎都市計画道路の変更(3・4・69号上矢島米岡線ほか1路線の変更)」について御説明いたします。

お手元の議案書9ページとあわせて、添付図面の図13又はスクリーンをご覧ください。

今回の変更路線は、都市計画道路3・4・69号上矢島米岡線と都市計画道路3・4・62号境中央通り線の2路線です。

まず、都市計画道路3・4・69号上矢島米岡線ですが、国道17号上武道路を起点に、国道354号東毛広域幹線道路、主要地方道伊勢崎深谷線を連絡する、延長約2,480m、基本幅員16mの都市計画道路です。

このうち今回変更する区間は、赤色で示しました3・4・62号境中央通り線交差点から3・4・63号米岡上武士線交差点との間の延長約530mで、この区間は現道がなく、未整備となっております。

また、都市計画道路3・4・62号境中央通り線は、伊勢崎市と埼玉県深谷市を結ぶ主要地方道伊勢崎深谷線の一部を形成する、延長約3,470m、幅員16mの都市計画道路であり、一般県道綿貫篠塚線と一部重複しております。そのうち、今回変更する区間は、赤色で示した区間の延長約300mとなります。

今回の都市計画道路の変更については、都市計画道路3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線の変更区間において、周辺道路の開通など、地域交通の変化に伴う交通流の円滑化を図るため、右折車線を設置するとともに、横断構成および一部線形を見直すものです。

添付図面の図14計画図又はスクリーンをご覧ください。

今回の都市計画道路変更の計画図を示しております。先ほど御説明したとおり、3・4・69号上矢島米岡線と3・4・62号境中央通り線につきましては、右折車線の設置と、横断構成の変更、また、上矢島米岡線につきましては、加えて一部線形の変更を行うものです。変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示しております。なお、今回の変更対象外の区間については、青色の線で示しております。

添付図面の図15参考図又はスクリーンをご覧ください。こちらには、3・4・69号上矢島米岡線と3・4・62号境中央通り線との交差点詳細図を示しております。ご覧のとおり、交差点部に右折車線を設置することで、一部幅員が変更となっております。

添付図面の図16参考図又はスクリーンをご覧ください。

次に、3・4・69号上矢島米岡線の横断図について御説明いたします。

まず、一般部についてですが、道路構造令等に基づきまして、車道3.25m、自転車

歩行者道 3.0 m、植樹帯 1.25 mの幅員 1.6 mとなっております。

次に、交差点部についてですが、車道、自転車歩行者道、植樹帯につきましては、一般部と同様で、そこに 3.0 mの右折車線を加えた幅員 1.9 mとなっております。

添付図面の図 17 参考図又はスクリーンをご覧ください。

続いて、3・4・6 2号境中央通り線の横断図について御説明いたします。

横断構成は、一般部、交差点部ともに、先ほどのスライドで御説明いたしました、3・4・6 9号上矢島米岡線と同様で、一般部では幅員 1.6 m、交差点部では幅員 1.9 mとなっております。

添付図面の図 18 参考資料又はスクリーンをご覧ください。

ただ今御説明しました 3・4・6 9号上矢島米岡線ほか 1 路線の変更については、公述人の公募を行ったところ、公述の申し出が 1 件 1 名ございましたので、平成 28 年 7 月 13 日に公聴会を開催いたしました。

次のスライドは配布しておりませんので、スクリーンをご覧ください。

公述意見の要旨ですが、表の左の欄をご覧ください。

B 氏からの意見は、「道路が家に近づくことで、体調や生活に支障をきたす」、「過去に陳情書を提出しているが、その対応に不満を持っている」、「補償について、納得のいく話を聞かされていない」との内容でした。

これらの意見につきましては、補償条件など事業に関わるものであることから、事業実施にあたっては、事業者の見解に基づき、関係の皆様のご合意が得られるよう誠意を持って対応することといたします。よって、都市計画決定の手続きは、県原案のまま進めることといたしました。

お手元の資料にもどりまして、添付図面の図 18 参考資料又はスクリーンをご覧ください。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、平成 28 年 8 月 19 日から 9 月 2 日までの間、都市計画法第 17 条第 1 項の規定による縦覧に供しましたが、1 名から 1 件の意見書の提出がございました。

お手元の別添「都市計画の案に係る意見書等要旨及び都市計画決定権者の見解」の 2 ページ又はスクリーンをご覧ください。

C 氏から提出された意見書の要旨については、表の左の欄のとおり、都市計画道路の早期完成を要望するものでございました。

当該意見につきましては、早期の本路線の完成を希望するものであることから、事業者の見解に基づき、これからも地域の皆様のご協力を得ながら丁寧に進めていくことといたします。よって、「都市計画手続きは、県案のまま進める」ものと考えております。

添付図面の図 18 参考資料又はスクリーンをご覧ください。

なお、伊勢崎市からは既に、今回の変更案について、「異存ない旨」回答をいただいております。

以上で第 4 号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

本議案について、御意見、御質問はいかがでしょうか。

(田中委員)

境中央通り線については、今回の変更で道路が広がるということですが、その理由について教えてください。

(下田次長)

これらの道路につきましては、昭和39年に都市計画決定されているものでございます。その後、交通需要が変わったり、また、道路構造令という、道路の構造を決定する基準も変更されております。そういった中で、実際に事業を実施する時に、現在の道路構造令あるいは県の道路構造条例等に適合するように基本的には変更することとなっておりますので、それに合わせまして、規定の右折レーンを設けさせていただいております。その影響で、16mから19mに変更となっております。

(丸山会長)

よろしゅうございますか。

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、最後になります、第5号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

(建築課・杉田次長)

建築課の杉田と申します。よろしく申し上げます。

第5号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条により建築が制限されております。都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて特定行政庁が許可した場合に限って、建築が可能となっております。

本案件は、この建築基準法第51条ただし書の規定に基づいて許可申請がされたもので、許可権者の特定行政庁である太田市長が本審議会に付議し、御審議いただくものでございます。

お手元の議案書11ページをご覧ください。建築基準法第51条ただし書の規定により、付議してございます。裏面12ページをご覧ください。付議案件の概要でございます。

名称は、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、指定ございません。申請者は、群馬県伊勢崎市境平塚3番地、株式会社國分 代表取締役 國分輝男。所在地は、太田市徳川町577番 ほか63筆。敷地面積は、22,495.94㎡。主な施設は、

産業廃棄物中間処理施設。その処理能力は、一日あたり387トンのがれき類を破砕する施設でございます。

付議の理由につきましては、既存の川砂利の破砕機、クラッシャーというものを使用し、今回、新たに建築物の解体などで発生するコンクリートくずなどの産業廃棄物を破砕し、道路の路盤材などに用いる再生砕石を製造する計画がございます。この産業廃棄物の破砕処理行為は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可が必要であることから、付議するものでございます。

施設および周辺の状況などにつきましては、議案添付図面に沿って、許可権者でありませぬ、太田市建築指導課の小暮課長から、御説明させていただきます。

(太田市建築指導課・小暮課長)

太田市建築指導課長の小暮と申します。よろしく申し上げます。

申請者の株式会社 國分は、昭和46年以前より、現在地にて、川砂利を採取、破砕し、砂利・砕石の製造販売を行っております。今回、既存の破砕機を利用し、建築物の解体等から発生する産業廃棄物、がれき類を原材料として、路盤材料に用いる再生砕石を製造するものです。

図19又はスクリーンをご覧ください。

都市計画図に申請地の位置を示しております。中央下の赤塗りが申請地でございます。

敷地は太田都市計画区域内にあり、東武伊勢崎線世良田駅より南へ約2.9km、上武ゴルフ場のすぐ北の市街化調整区域に位置しております。申請地から最も近い学校等までの距離は、太田市立世良田小学校までで約1.1kmです。

図20又はスクリーンをご覧ください。

付近見取図になります。申請地を赤色の線で、周辺の住宅を紫色で示しております。最も近い住宅は、西側約30mに位置しています。敷地境界線から100m以内の住宅及び地元自治会に事業の説明を行い、同意を得ております。搬入搬出道路は、緑色で示しております。申請地西側の伊勢崎市道7-262号線、県道平塚亀岡線を通行する計画となっております。出入口の前面道路に通学路の指定はございません。

図21又はスクリーンをご覧ください。

現況配置図になります。敷地内東側及び北側の緑色の部分が緑地帯です。敷地内の既存建築物として、現在倉庫となっております旧変電所がございます。現在敷地中ほどの赤丸で示した既存の破砕機で砂利を破砕処理し、砕石を製造しております。

雨水排水については、敷地内にある雨水排水貯槽池及び調整池の2ヶ所にて貯留し、敷地外には流出させないように対応しております。

図22又はスクリーンをご覧ください。

こちらは、廃棄物処理施設の位置関係と処理工程、処理動線を示しております。

配置図内の青の矢印が搬入、赤の矢印が搬出の運搬車の動線になります。右上に処理工程を示しています。1日あたりの搬出入車両については、現在と同様の50台を予定しております。

破砕処理の工程を説明いたします。

①、がれき類（コンクリートなど）を受入れます。②の台貫で計量、マニフェストとの

照合、混入物の目視検査をします。③、水色で示している保管場所に原材料を集積します。④、破砕機に投入し、再生砕石への製品処理を行います。⑤の桃色で示している保管場所に集積します。その後、保管場所から車両に積み込み、再生砕石として⑥から搬出します。

図23又はスクリーンをご覧ください。

こちらは、廃材の受入れから製品の搬出までの流れを詳細に示しています。製品は、路盤材などで再利用されます。

図24又はスクリーンをご覧ください。

こちらは、防音壁等の設置位置を示しております。破砕機からの騒音に対応するため、今回破砕機の周囲の緑色で示した部分に、既存防音壁に加え、防音壁を一部追加設置する計画でございます。また、粉じん対策として、破砕機に近接して井戸水による散水設備を設置し、発生を抑制しております。

図25又はスクリーンをご覧ください。

こちらは、廃棄物処理施設の設置手続きの概要について示しております。赤の矢印で「廃棄物処理法」と「建築基準法」の流れを示しております。

左の「廃棄物処理法」に係る手続きにつきまして説明します。

周辺住民及び地元自治会に対して、十分な説明を行い、同意を得て、平成26年9月5日付けで事前協議が終了しております。

緑色で示しているのが建築基準法の手続内容となっております。

法第51条の許可申請が平成27年2月2日に提出され、本市の審査を経て本日の都市計画審議会への付議となっております。

申請者の意向では、平成29年6月から施設を稼働させる計画となっております。

スクリーンによる説明は、以上でございます。

続いて、敷地位置の適否の判断について、補足説明をさせていただきます。

計画施設は、建築物の解体等から発生するがれき類を受け入れ、それらを加工処理し、再製品化を行うなど、循環型社会の推進に貢献する、社会経済上、必要な施設です。

また、申請地は、現在も川砂利を破砕機により破砕する事業を行っている場所であり、周辺には住宅・商業施設等の密集地もなく、都市計画法及び関連規定についても支障ありません。さらに、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査から法令規制内です。

以上のことから、本計画は適切であると判断され、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

太田市からの補助説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、本議案について、御意見、御質問があればお願いします。

(久保田委員)

図20の搬出入経路の下側ですが、30mとあるところの住宅は、これは上武ゴルフ場のクラブハウスですか。

(太田市建築指導課・小暮課長)

これは、一般の住宅です。

(堀越委員)

今まで川砂利を採取して破砕するという工場らしかったのですが、この事業は今度は撤退するというのでしょうか。

(太田市建築指導課・小暮課長)

両方やります。機械は同じで処理能力は変わりませんので、廃棄物処理の方のがれき類の作業もしますし、川砂利の方の作業もします。

(堀越委員)

同じ機械を使うということですね。

(太田市建築指導課・小暮課長)

はい。同じ機械を使います。

(丸山会長)

総量が増えないから、自動車の台数も変わらないという、そういうことですよ。

(太田市建築指導課・小暮課長)

はい。搬入・搬出の台数は、現在だいたい30台から100台としていますので、予定計画も変わらない台数ということになっております。

(丸山会長)

他に何か質問ございますか。

それでは御質問もないようですので、御意見を伺いたと思います。本案について、都市計画上の支障なしと決定することで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議がないものと認め、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、御退場ください。

(傍聴人退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」についてでございますが、事務局から、何かありますか。

(山口課長)

次回の第179回審議会の開催についてでございますが、本日通知をお配りさせていただきましたとおり、12月26日(月)の午後1時30分から、場所は、今回と同じこの県庁7階の審議会室において開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

大分押し迫った時期ではありますが、よろしくお願いいたします。

今日は田中委員さんの方から要望も出ましたので、事務局の方の準備についても、今後よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議を閉じたいと思います。御苦勞さまでございました。

(閉会：11：10)

(議事録署名人)
